

教育長定例記者会見 会見録

日時：平成29年10月23日 16時30分～

場所：教育委員室

発表項目

- ・教育功労者表彰について
- ・三重の教育談義について

質疑事項

- ・発表項目に関する質疑
- ・公立学校職員の懲戒処分について
- ・訴えの提起に係る専決処分について
- ・組織の見直しについて
- ・教育行政のあり方について

発表項目

(教育長)平成29年度教育功労者表彰についてご案内いたします。三重県教育委員会は、県内の教育及び学術の発展並びに文化財の保護顕彰に功績顕著な方に対しまして、その芳に報いるとともに、今後の教育、学術及び文化財保護の発展振興に資することを目的として、教育功労者表彰を行っています。平成29年度は、次の3名の方を表彰させていただきます。

1枚おめくりいただき、「功績概要」をご覧ください。

社会教育功労者として、三重県社会教育委員の会議座長の東福寺一郎さんです。東福寺さんは、三重県社会教育委員の会議の座長として、「社会教育委員の制度を活かした社会教育の振興」をテーマに審議をまとめ、三重県社会教育の進むべき方向性を示すとともに、社会教育委員や社会教育関係職員の資質の向上を図るための具体的な取組を示されています。

次に、学術文化功労者として、元三重県文化財保護審議会会長の菅原洋一さんです。菅原さんは、平成10年から28年までの永きにわたり、三重県文化財保護審議会委員を務められ、また、平成22年からの6年間は同審議会の会長も務められ、高度な専門知識と豊富な経験により、指定候補文化財の価値を的確に判断し、県内文化財の保護に努められました。また、このたび国宝指定が答申された専修寺御影堂、如来堂の調査にもご尽力されました。

次に、学校保健功労者として、学校歯科医の北川弘二さんです。北川さんは、歯科医学の進歩とともに年々変化していく学校における歯科保健活動の中で、幼児児童に対して歯科保健指導を行うのみならず、家庭、地域における歯科保健活動の大切さを訴え、地域の歯科保健衛生の向上と普及に貢献し、学校歯科医として信頼と敬愛を受けておられます。

以上、3名の方を表彰させていただきます。表彰式は、平成29年11月7日(火)、三重県総合文化センターにおいて開催する教育関係者対象の講演会「三重の教育談義」に先立ち、13時30分から執り行います。

続いて、その「三重の教育談義」について、お知らせします。「三重の教育談義」は、県内の教育関係者が、共通の課題意識のもとに、子どもたちの目線に立った教育実践と学校づくりを進めていくため毎年開催しているもので、先程の教育功労者表彰に引き続き開催します。

内容は、教育に関する講演会であり、今回は、教員の多忙化解消に向け、「学校現場における業務の適正化」が求められるなか、業務改善を進めるうえでのヒントを得ていただくことを狙いとしまして、「忙しすぎる学校をどうするか？ 大切にしたいデータと志とアクション」をテーマに、教育研究者であり、学校マネジメントコンサルタントの妹尾昌俊さんにご講演いただきます。参加者は、小中・県立学校の校長先生をはじめ、各市町の教育長、教育委員や県立学校のPTA役員の方々など、約700名を予定しています。なお、一般の方の参加はご遠慮いただいていますので、申し添えます。

また、本日の定例会において、公立学校職員の懲戒処分に係る審議を行い、松阪市内の書店でコミック本5冊を窃盗した公立小学校教諭と、津市内の交差点において反対車線に進入して自動車に衝突させ、相手運転手に怪我を負わせた公立小学校教諭に対し、本日付けで懲戒処分を行いました。事案の概要については、1時間ほど前に資料提供させていただいた文書のとおりでございます。

県教育委員会としましては、児童生徒の健全な育成を指導する責任を負う教職員のこのような行為は、教育に対する県民の信頼を著しく損なうものであり、かかる事案が発生しましたことを重く受け止めています。

今後とも市町教育長会議等あらゆる機会を捉え、法令遵守、交通事故防止に対する意識の高揚を図るなど、服務規律の確保について徹底し、信頼回復と再発防止に努めてまいります。以上です。

質疑

○公立学校職員の懲戒処分について

(質) 懲戒処分の話ですけど、これって任意捜査ですか。逮捕されたりはしてないんですか。

(答 教職員課) 窃盗の事案については逮捕されています。交通事故の事案は逮捕されておりません。

(質) 店員に現行犯逮捕されて、その後不起訴になったということ？

(答) 店員にその場で取り押さえられて、それから警察で聴き取り、検察での聴き取りの後、9月28日に不起訴処分になっています。

(質) 窃盗の方は、何でこんなものを盗んだのか。

(答) 当日、お店に行ってそのコミック本がどうしても欲しくなったということで、所持金はあったようですけども、どうしても欲しいと思い、夜、所持金を使うような予定があったため、窃盗してしまったというふうに聞いています。

(質) 交通事故の方は、最近よくあるような、交通上のトラブルの末とかではなく？

(答) そうではないです。本人からは、自然にですけど、車を寄せてきたので、それを避けるために右側にいた車と衝突したと聞いておりますので、トラブルとかはございません。

(質) 強引に割り込まれたとかいうのではない？

(答 教職員課) はい。

(質) 事故の状況が分からないんですが、道路の車線は片側1車線ですか。

(答 教職員課) 3車線です。

(質) 右折レーンをあわせて3車線？

(答 教職員課) 右折レーンをあわせると4車線です。

(質) 一番左側にその人がいたのか。

(答 教職員課) 一番右側を走行していて、そうしたときに車が寄ってきて、交差点のところでそれを避けるために右にずれて、対向車線の右折レーンに止まっていた車にぶつかっていったというような形になります。

(質) ぶつかっていった相手の車は軽自動車ですか。乗用車ですか。

(答 教職員課) 普通自動車です。

(質) 窃盗の方は報道されていたと思いますけど、交通事故の方は初めて報道されたものですか。

(答 教職員課) そうです。

(質) この交通事故に関して、不起訴と判断したのはどこの検察になるんですか。

(答 教職員課) 津地方検察庁になります。

(質) どうして不起訴にしたのかという理由は？

(答 教職員課) 理由までは聞いていません。

(質) 相手の怪我は障がいが残るようなものなんですか。

(答 教職員課) 障がいが残るといようなことは聞いてないですが、現在も通院しており、まだ怪我は完治していません。

(質) 全治は何ヶ月になるんですか。

(答 教職員課) 1ヶ月です。

(質) それぞれ教諭の年齢は今日時点のもの？

(答 教職員課) そうです。当分の間、年齢が変わることはないです。

(質) 窃盗の教諭は停職6ヶ月の処分を受けて、辞表は出してないのか。そのままいるのか。

(答 教職員課) 本日付けで辞職の申し出がありまして、それを承認しました。

(質) それを何で資料に書いてないのか。

(答 教職員課) 議案の中身として、処分のことについては書かせていただいておりますが、事後、本人が申し出たものについては、ここには書かせていただいていません。

(質) それは、あまりにも杓子定規だ。少なくともそれに関連した話じゃないか。少なくとも知事部局では、例えば、本日付けで辞めたとか出るわけだから、何で教育委員会はしないのか。

(答 教職員課) 説明の仕方がよくなかったので、申し訳ありません。そういったことを重ねて説明するべきでした。

- (質) 本日付けで辞職した？
- (答 教職員課) はい。辞職を承認いたしました。
- (質) 依願退職？
- (答 教職員課) 本来であれば、停職6ヶ月の後、復帰できますが、本人から起こしたことの事案を鑑みて辞職したいとの申し出があり、それを認めました。
- (質) 不起訴処分をしたのは、どこなんですか。
- (答 教職員課) 津地方検察庁松阪支部になります。
- (質) あと、この供述、話している内容からすると、欲しくなって取ってしまったということですけど、他にも何かこういうことを抱えているとか、本人はおっしゃっている？
- (答 教職員課) 警察が調べていただいて、答えとしてはこれだけということでした。
- (質) 特に何かストレスがたまったりとか、そういうことではなかったですか。
- (答 教職員課) お恥ずかしい話ですが、欲しくなってということですよ。
- (質) ちなみに、コミック本というのは、どういうものなのですか。
- (答 教職員課) 1冊400円のマンガ本が5冊ということですよ。
- (質) 中身は？
- (答 教職員課) 少年漫画ですよ。
- (質) ということは、5冊計で2,160円？
- (答 教職員課) そうですね。1冊400円で、5冊で消費税を入れてということですよ。
- (質) 交通事故の方ですが、その男性教諭自体は怪我はなかった？
- (答 教職員課) 男性教諭自体は、怪我はありませんでした。
- (質) 相手側は何人乗っていたのですか。
- (答 教職員課) 直接ぶつかった車は、1人ですよ。
- (質) 教諭の車は？
- (答 教職員課) 教員の車も1人ですよ。
- (質) 相手は何歳代？
- (答 教職員課) 60歳代ということですよ。
- (質) 2人はこの事案の後、職場は行ってないんですか。
- (答 教職員課) 万引きの方は、しばらく休んでいて、病気もあって学校には出ていません。
- (質) 交通事故の方は、小学校にそのままですか。
- (答 教職員課) 特に休んでいる形になってないですよ。
- (質) 万引きの方はずっと休んでいた？病気ってなんですか。
- (答 教職員課) 病気の種類までは、わかりません。
- (質) 病気休暇？
- (答 教職員課) そうですね。病気休暇ですよ。
- (質) 逮捕されて以降？
- (答 教職員課) しばらくの間は自宅待機で、それ以降、病気になって。
- (質) 休職？
- (答 教職員課) 休職ではないですよ。病気休暇ということですよ。
- (質) 逮捕されて、釈放されたのは？

(答 教職員課) 2日後です。

(質) 26日に釈放された後に学校側が自宅待機を命じていたと。その後、病氣療養で現場には出ていない？

(答 教職員課) はい。出ていません。

(質) 夏休み明けから、ずっと病氣療養していた？

(答 教職員課) そうです。学校には出てきていません。

(質) 窃盗の方は、担任か何か持っていたのですか。

(答 教職員課) 担任を持っていました。

(質) 教育委員会では、懲戒処分は今年度、何件目ですか。

(答 教職員課) この2件を合わせて、3件になります。

(質) 懲戒理由は何になるんですか。たぶん、いくつかあるんでしょうが。

(答 教職員課) 根拠法令の形で書かせていただいている地公法による部分と、あわせて法令違反がございますので、万引きであれば窃盗、交通事故であれば道路交通法違反ということになります。

○三重の教育談義について

(質) 三重の教育談義は、一般は締め出すけど、取材はOKということですか。

(答) 取材をお願いします。

○訴えの提起に係る専決処分について

(質) 奨学金返還金の専決処分とはどういうものなのですか。

(答 教育財務課) 支払督促という手続きを行いまして、債権者の申立てに基づき、債務者の所在地の裁判所の書記官が、債権者に代わって督促を行うこととなります。申立てた後、期限内に債務者から異議申立てがあった場合は、民事訴訟法の規定に基づいて、支払い督促の申立て時にさかのぼって訴えを提起したものとみなされることとなりますので、自動的に訴えの提起があったということになるわけですが、その専決処分でございます。

○組織の見直しについて

(質) 新年度の組織体制に関してですが、以前、博物館を造るために知事部局へ教育委員会から移管したじゃないですか。来年度の組織編制で、その見直しとかいうのは指示なり、あるいはこの内容でという話は出ているんですか。

(答) 文化財関係を地域活性化に活用していく、そのやりやすさということを考えると知事部局というのもありかなという感覚で事務レベルでは話をしたことがありますが、指示なりあるいは組織の見直しということで外へ出すということは、今は考えておりません。

(質) 前の知事の時に博物館を絶対造ると公言したわけだから、関係の部署を知事部局に作ったというのは、その意味があったと思うが、造って一応役目を終えているじゃないですか。博物館のいろんな審議にあたっては教育関係者が非常に多いじゃないで

すか。それからいけば管轄を教育委員会にした方が、運営そのものがスムーズに回るという話もあるじゃないですか。その辺は、どうですか。

(答) MieMu を県民の皆さんに本当に知っていただくということは、首長部局にあったほうが、いろいろ活性化とか観光とか、そういうことに結びつけてやりやすいかなという意味合いで、向こうに持っていつている部分がありますので、今の段階で、整ったからこちらにという、即座にということは今考えてはいないです。逆に言うと、文化財関係をこれから活性化ということを考えると、首長部局でというような考えもあるかなと、そちらの方面で考えていまして、戻すということは、今考えてはいないです。そういうことが必要ということであれば、教育委員会内ではどういうふうにしたらいいか、望ましい姿ということで、話し合いはしたいというふうに考えています。

(質) 話し合いをする？

(答) 一つの意見として、勉強不足もありますけど、一定の役割を果たしたので、こちらのほうがいいのかどうかというのは本当に考えたことがなかったので、そのことを事務レベルですけど、話し合いの場では話をさせていただきたいと考えています。

(質) これだけ大きな組織だからしょうがないと言えましょうがないけど、例えば、前に博物館が教育委員会管轄だった時というのは、小中学校、小学校が特にそうだけど、遠足とかで博物館を利用してたじゃないですか。今これが環境生活部にあることによって、全然分断されて、一部の小学校等を除いてよっぽどのことがない限り行きもしない。でも、そこはやっぱり所管が違うからということで、自分たちのものという意識がないからじゃないですか。

(答) 分断されてというようなことがあるとしたら、それは本当に連携不足だと思います。小学生、中学生、あるいは高校生たちにも博物館に行ってほしいと思いますし、自分たちのものではないという感覚は私たちにはないというふうに思ってますけど、もしそこが連携不足ということであつたら、そこはどういうふうに連携したらいいかというのはきちんと考える必要があると思っています。

(質) 小中高は、入館料はタダだよな。

(答) ご承知のように、小中学校のそれぞれの学校に対して行きなさいと言うことは、たとえ教育委員会が所管していたとしても、なかなか非常に難しいというところもありますので、どういう形で、小学校、中学校の子たちがさらに行ってくれるのかというのは、ちょっと考えなければいけないというふうに思いますので、検討させてください。

(質) 我々、議員でも何でもないので、要望する必要もないし、要望でもないけど、ただ間違いなく、わざわざ教育委員会事務局が指導しなくても、前の旧博物館は、小中学校が年間の日程の中に入れて見学とか行ったりするじゃないですか。それが新博物館になると、途切れてしまっているというか、向こう自身が働きかけないと、なかなか動かないという現状があるじゃないですか。

(答) ただ、今回、先程も言いました文化財関係にしても、博物館に所蔵している内容にしても、市町に行けば教育委員会が担当しているところですので、県の MieMu の所管が環境生活部ということだけで、全然来ないということにはならないというふうに思っています。教育委員会が所管していたらもっと来るとか、もっと自分事として取り

組むだろうという感覚ではないと思います。今、きちんと連携して仕事をさせてもらっていますので、もし足りないということであれば、それは、事務の中の話だというふうに思います。ちょっと担当者と話はしたいなと思っています。

○教育行政のあり方について

(質) 話を広げるけど、なんか二重行政になっているじゃないですか。教育行政というのは。つまり、今日の懲戒処分にしたって、やったのは小学校教諭で、確かに採用は県教育委員会がやってるけど、現場で最終的にリストを上げて、なおかつそこになったというのは、その市町の責任じゃないですか。でも市町教育委員会というのは全くタッチしないで、結局、県教育委員会という形で発表している形になっている。我々県民にとっては、非常に二重行政的でわからないじゃないですか。市町に行くと、それは県教育委員会ですと、県教育委員会だと細かいことは市町でないとわかりませんと言いますよ。

(答) それは確かにそうで、二重行政というか、教員のことについては、任命権が県教育委員会にあるということで、こういう形での話にならざるを得ないし、確かに事業となった時には、そのまま手が届かないという肌感覚を持っているところもあります。ただ、県教育委員会と市町教育委員会がもっと風通し良く、市町教育委員会から学校にというのをもう少し話がしやすいような、全体的な風通しの良さというのを増やしていく必要があるのかなということは、4月以降、逐次感じているところですので、それをちょっとこれからの課題にしたいと考えています。

(質) 教育長は4月に着任されて、そのところはご自身でもやっぱり風通しが悪いとかそういうのがあって、そこは風通しを良くしたいと、そういうお考えをお持ちということですか。

(答) 持っています。ただ、それをどうするかということまで、実際にできるかということまで、まだ自分の中でちょっと手が届かない、どうしようかということ、前に進めていないのは事実です。

(質) 責めるつもりはないけど、4月以降、課題を山積みすることが多いじゃないですか。だとすれば、こういう時代だから、逆に言ったらいつまでにそれをやるのっていう、1期4年の任期中に、これはなんとか形をつけたい、50%であるとか、そういう目標的なものはいかがでしょうか。

(答) 確かに、二重行政という言葉が正しいかわかりませんが、小中学校のところにそのまま手が届かないなという感覚はあります。あと1年ぐらいの時点では、もう少し市町と同じベクトルを持った仕事ができるようになりたいなと思っています。まだ、6ヶ月経った段階で、なかなか人との信頼関係というのは作るのが難しいなというのが現実です。

(以上) 17時01分 終了